

大和市教育局委員会 12月定例会

日 時 平成 29 年 12 月 26 日
午前 10 時 00 分
場 所 教育委員会室

- 1 開 会
- 2 会議時間の決定
- 3 前会会議録の承認
- 4 会議録署名委員の決定
- 5 教育長の報告
- 6 議 事

日程第 1 (議案第 53 号) 平成 29 年度大和市教育局委員会表彰被表彰者の決定について

日程第 2 (議案第 54 号) 公立小・中学校の学校教育に関する請願について

- 7 そ の 他
- 8 閉 会

議案第 53 号

平成 29 年度大和市教育委員会表彰被表彰者の決定について

平成 29 年度大和市教育委員会表彰被表彰者の決定について、審議願いたく提案する。

平成 29 年 12 月 26 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

○大和市教育局表彰規程

昭和 55 年 8 月 8 日

教委告示第 14 号

(目的)

第 1 条 この規程は、大和市教育局(以下「委員会」という。)所管の団体及び個人の功勞を表彰することに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の対象)

第 2 条 表彰は、次の各号の 1 に該当するものに対して行う。

- (1) 学校教育又は社会教育の振興、研究若しくは改善に努め、特にその功勞が顕著なもの
- (2) 教育上他の模範と認められる行為のあったもの
- (3) その他表彰に値すると委員会が認めたもの

(被表彰者の決定)

第 3 条 被表彰者は、大和市教育局教育長に対する事務委任等に関する規則(昭和 40 年教育委員会規則第 1 号)第 2 条第 1 項第 14 号に基づき、教育委員会の会議に付して決定する。

(表彰の方法)

第 4 条 表彰は、表彰状及び記念品を授与して行う。

2 表彰を受けるべき者が、その表彰前に死亡したときは、表彰状及び記念品はその遺族に贈与する。

(表彰の時期)

第 5 条 表彰は毎年 2 月、最後の日曜日に行う。ただし、教育長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(委任)

第 6 条 この規定に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則 (平成 22 年教委告示第 15 号)

この告示は、公表の日から施行する。

○大和市教育委員会表彰規程実施要領

大和市教育委員会表彰規程（以下「規程」という。）は、次により取り扱う。

（表彰の対象者）

第1条 規程第2条第1号に規定するものとは、次のとおりとする。

(1) 功績表彰

- ア 本市立学校にあって、教育水準向上のために自主的研究又は改善の中心的役割を果たした者
- イ 本市立学校の運営にすぐれた成果をあげた者
- ウ 個人的研究により学術上又は教育上大きな業績を上げた者
- エ 文化財及び自然の保護、育成、保存に努め、その功績が顕著な者
- オ スポーツに係る関東大会以上の競技会において入賞した者、又は県大会以上の競技会等において特に著しい記録を上げた者
- カ 文化活動等で関東大会水準以上の場で優秀な成績を収めた者、又は県大会水準以上の場において特に著しい成績を収めた者
- キ その他本市の教育文化向上のために寄与した功績が顕著な者

(2) 功労表彰

- ア 社会教育関係団体の育成発展のために10年以上にわたり貢献し、その業績が顕著な者
- イ 社会教育振興のために10年以上にわたり貢献し、その業績が顕著な者
- ウ 社会教育関係団体として民主的に運営され、多年にわたり会員の資質向上と運営改善に努め、社会教育の振興に貢献し、その業績が顕著な者
- エ 教育委員会委員として8年以上勤続し、その業績が顕著な者
- オ 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師として10年以上在職し、その業績が顕著な者
- カ 学校教育振興のために10年以上にわたり貢献し、その業績が顕著な者
- キ その他本市の教育文化向上のために寄与した功労が顕著な者

2 規程第2条第2号に規定するものとは、次のとおりとする。

- (1) 学校その他教育機関の管理下における非常変災の際に、児童生徒等の事故に対し身をていして未然に防止した者又は周到適切な処置により、施設、備品等の保全に貢献した者

(2) 人命救助その他徳行卓絶し、教育上他の模範となった者
(表彰の対象除外者)

第 2 条 前条にかかわらず、同一種目の功績により、大和市表彰条例又は神奈川県表彰規則に基づく表彰を受けたものは表彰の対象としない。

(推薦調書の作成及び提出)

第 3 条 規程第 3 条に規定する表彰に該当するものがあるときは、当該部等の長は、推薦調書(第 1 号様式)を作成し、大和市教育委員会表彰候補者審査会(以下「審査会」という。)に提出しなければならない。

2 前項の規定により推薦調書の提出をした者は、推薦事項に変更を生じた場合には、速やかにその旨を審査会に報告しなければならない。

(表彰候補者選考審査会)

第 4 条 審査会は、前条に規定する推薦調書を受けた者のうちから、教育委員会の会議に付す候補者を選定する。

附 則

この要領は、制定の日から施行する。

議案第 54 号

公立小・中学校の学校教育に関する請願について

公立小・中学校の学校教育に関する請願について、審議願いたく提案する。

平成 29 年 12 月 26 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫



平成29年11月24日



公立小・中学校の学校教育に関する請願

① 公立小・中学校の卒業式の対応について

- (A) 公立中学校の卒業式での「国歌斉唱」は、歌詞テープと伴奏テープとに分かれる。
(入学式も同様) 市教委からのガイドライン(指導基準)は提示いただけないのでしょうか。
- (B) 公立小学校での卒業証書授与は、ステージ(壇上)とフロア(床)に分かれる。
卒業式はフェスティバル(催し・まつり)でなく、セレモニー(儀式)と捉えます。
(補足説明を別紙に記述しました。) *卒業証書授与をステージで行くより指導できないでしょうか。*

2012(平成24)年11/21 定例会 議題32号 参照されますように

- ・石川委員は、「小・中学校の違いは、発達段階に合わせた形式でいい。(?)
指導要領にない(?)ので、学校の裁量でいい」と発言されています。
- ・石川委員自身は、大野原小一校(フロア形式)のみの経験です。
- ・滝沢委員(当時)～辞職 草柳小(3年)、中央林間小(2年)共にフロア。

② 「大和市歌」を各方面で生かしていただきたくお願いいたします。

自分の住む地域への思いを培いたいのです。

そのためには、小学校の音楽科に 共通教材として どこかの学年で学習する必要があります。市歌が生かされ、市民としての意識高揚を図る場面は

例えば

- ・6年生が、中学への入学式で歌う場面。(校歌は在校生が紹介し聴くだけだから)
- ・小・中学での個々の運動会 体育大会でのプログラムに入れる。
- ・全市の小学校陸上競技大会・中学校の体育大会などのプログラムに入れる。
- ・成人式でのプログラムの中に入れる。(現状は、学んでないので歌えない)

その他、校外学習(キャンプ等)で活かされると思います。

それぞれの学校・団体に応じて弾力的運用でいいのではないかと思います。知ることは愛することのはじまりなり。大和に生まれ 大和に育ち 大和は心のふるさと。親から子に 歌は心の架け橋でありたいものです。

③ 「特別の教科 道徳」は指導要領に位置づけられました。それに基づいて 評価→見直し
そして 新たなる 計画→実践 それぞれの学校での取り組みを「検証」していただきたい
と思います。(補足説明は別紙に記述しました)

卒業式における子どものあるべき姿

(卒業証書授与式)

「卒業式は誰のために行われるのですか」と問われたとき、誰もが『卒業生』と答えるでしょう。その卒業生は、言葉を換えれば、式典においては主賓です。

その主賓は、誰よりも何よりも尊重されねばなりません。当然、他の方と同じフロアであるはずがありません。壇上に決まっています。一般社会を見ても、表彰式で、表彰を受ける人は一般人よりも一段高いところで表彰されます。当然のことでしょう。

次に卒業式は、人の一生のうち、数えるしかない儀式の一つなのです。きちんとした日本人の伝統的な作法を学ぶ大切な場でもあります。教育の一環なのです。

日本人として、日本人の持つ良さを学ぶ大切な場だと言えます。厳粛にして美しい姿は守り伝えて行かなければなりません。児童・生徒にあっては、将来、重要なことに当たるとき、世界でも、また次世代を担う子どもたちに向けても、どれほど大きな力になるかもわかりません。

フロアでの卒業式にはそれなりの良さもあると思います。和やか・緊張しない・みな同じレベルで、みなで作り上げる行事、親が子どもの近くで見られる等々聞きます。しかし、フロアより壇上の我が子の成長を見ることがどれほど輝かしく喜ばしいかしれません。この経験は児童が厳粛な中でマナーを学び、日本人としての自覚の一部を身につけるものと確信しています。

私が以前「請願」しました

2012(平成24)年 11/21 市教委 定例会 議題32号 あれから5年経過した中で、委員の方も変わられています。当時は「地域や学校の立場」との発言もみられましたが、キーワード(解決の鍵)は、児童・生徒が主役で、だれのための行事であるかということです。

学校の立場とは、教職員か 組合員かの「立場の論争」を懸念されるのでしょうか。

03(平成15)年 都教委は、校長によるトップダウンの権限を強めるため、職員会議での採決を禁止する通知を出しています。

<p>東京都教委が03年10月、都立高校及び盲・ろう・養護学校長あてに出した通達の骨子は次の通り(一部略)。</p> <p>入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の実施については(通達)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 入学式、卒業式等の実施に当たっては、別紙のとおり行う</p> <p>3 国旗掲揚及び国歌斉唱に当たり、教職員が本通達に基づき校長の職務命令に従わない場合は、職務上の責任を問われることを、教職員に周知する</p> <p>入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱に関する指針(別紙)</p> <p>1 国旗掲揚については式典会場の舞台上正面に掲揚する。都旗も併せて掲揚する。国旗は壇上正面に向かって左、都旗は右に掲揚する。屋外での国旗の掲揚は来校者が十分認識できる場所に</p> <p>2 国歌斉唱については式次第に「国歌斉唱」と記載する。司会者が「国歌斉唱」と発声し、起立を促す。教職員は国旗に向かって起立し、国歌を斉唱する。斉唱はピアノ伴奏等により行う。教職員の服装は式典にふさわしいものとする</p>	<p>03年都教委通達 (骨子)</p>
--	-----------------------------

① ー (A)

- ・2016(平成28)年6月 大和市議会において、小田博士議員は「小・中学校の入学式卒業式において、国歌がほとんど歌われていなかった」との質問。それに対する答弁は「学習指導要領に基づいて適切な指導を行う」とある。何を(内容)どう(方法)されるのか。中学ではカセットテープの音量が高く、生徒は起立の姿勢のままが多い。
 - ・甲 中学校の生徒 「練習を一度もしないので わからないから」
 - ・乙 中学校の生徒 「歌っても 歌わなくても どちらでもいい」と言われた。
このような指導のあり方に大きな疑問を持たざるを得ません。
- ・教育委員が学校訪問で「協議するテーマ」(1)～(5)ある。その中に中学校の卒業式(カセットテープ)。小学校の証書授与のフロアをテーマにしていただけないものでしょうか。
- ・04(平成16)年 園遊会で米長邦雄 日本将棋連盟会長(東京都教育委員長)が「私は国旗・国歌を学校に定着させようと努力しています」と天皇に話しかけたに対して、天皇は「やはり 強制的になるということでないことが望ましい」と述べられた。マスメディア、その他から声が上がらない。しかし「天皇は国事行為に関する行為のみを行い、国政に関する権能を有しない」憲法4条 とある。
- ・06(平成18)年 東京地裁は「思想の自由の侵害」を理由に日の丸・君が代の強要は違憲の判決。〈下級裁判所が三審制をとる中で、違憲判決をだすことはいかがなものか〉
- ・2011(平成23)年5月 日の丸・君が代をめぐる処分と訴訟 最高裁は「合憲」とする。
- ・平成24年11月に 市教委 定例会に私が請願しました記録を 新しく教育委員になられた 小松俊子様 森園弘子様 ぜひ ご覧くださいませようお願い申し上げます。

① ー (B)

- ・大和市公立小学校管理職の方(現在は物故されました)に伺いました。ステージで授与される学校は、「すすんでいる学校」と。何を根拠に申されたのかわかりませんが、進まない学校、動かない学校、取り残されている学校を想うことしきりでした。
- ・タウンニュース 新教育長 柿本隆夫氏の紹介「人物風土記」の見出しに「物事は変えられる」とあります。とするなら できないことと しないことを 仕分けしてほしいです。

3 「特別の教科 道徳」について

- ・市議会議員 小田博士氏は 平成26年8月 産経新聞に自身が大和市小・中学の頃の様子を述べられていますが、その中で「道徳」の時間は他の勉強をして、記憶になかった・・・と、書かれていました。
- ・過日、市教育研究所による「教育フォーラム」でのグループ討議で、「一週間の授業予定と実施報告」は提出されていないようでした。
- ・駅 周辺の学習塾では「きょう一日 学校での授業」は、かなり以前から把握されている。学校では気づかないようです。心したいものです。

この請願は「総合教育会議」のメンバーの方 関連 執行機関の方にも伝達していただきたく、よろしく願いいたします。